

# ヘルシンキ日本語補習学校

## 転入/転出・休学/復学のルール

採決：2014年10月11日(土)/2015年3月14日(土)/2015年9月12日(土) 運営委員会

### 1. はじめに

転入・復学は、希望生徒の保護者が届出用紙を提出することによってプロセスが開始され、最終的な転入学年やクラス、また受け入れの決定は、転入生徒の保護者と講師の間で協議し、決定される。保護者と講師の間で見解が異なる場合には、運営委員会が最終決定を行う。また、講師数、生徒数の変化等により、受け入れ態勢が整っていない場合は、転入・復学時期が延期になる可能性もある。

### 2. 概要

	新規転入または再転入	転出	休学	復学
開始時期	特に指定なし	特に指定なし	特に指定なし	特に指定なし
単位	新規転入は学期単位以上 再転入は単位なし	特になし	最長1年（1年のうちに転出に切り替わる）	特になし
回数	1年間に2回まで	1年間に2回まで	1年間に2回まで	1年間に2回まで
入学金/復学金	必要	—	—	必要（一ヶ月以上の医師の診断書がある場合のみ復学金を免除）
授業料請求	新規転入は最大2回まで無料の体験入学が可能。 新規転入月の請求は体験入学後に3回以上の場合通常授業料。 2回までは日割り計算(20e)。 再転入は復学と同様とする。	転出月の前々月の末日までに転出連絡があった場合、転出月の出席が3回以上の場合通常授業料を請求。 2回までは日割り計算（20e）。 転出連絡が上記期限以降の場合は日割り計算なしで、月単位の通常授業料を請求。	休学月の前々月の末日までに休学連絡があった場合、休学月の出席が3回以上の場合通常授業料を請求。 2回までは日割り計算（20e）。 休学連絡が上記期限以降の場合は日割り計算なしで、月単位の通常授業料を請求。	復学月3回以上の場合通常授業料。 2回までは日割り計算（20e）。 復学の判断のために体験入学が必要な場合は個別に対応可能とする。（再転入の場合も同様。）

\* 転出時と休学時の日割り計算法に関しては、運営委員会あるいは届出委員宛に転出・休学連絡があった日付を元に、日割りが適用できるかどうかを計算する。

\* 1年間に転出入・休復学は2回までとなっているが、届出用紙に記入されている日を元に1年間とする。

### 3. 転入について

#### ● 定義

- 転入とは、年度途中から幼稚部に入学する、あるいは小学校1年生以降に入学することである。
- 体験入学を行った後、正式に授業受講を開始する際には、必ず転入届の提出を済ませ、覚書に同意の上、届出用紙に署名しておく必要がある。
- 初めてヘルシンキ日本語補習校へ転入する場合には、最大2回まで無料の体験入学を行うことができる。（入学決定後、保護者は正式に保護者覚書に同意の上、転入届に署名提出。）
- 転入が初めてでない再転入の場合は、登校日初日に保護者覚書に同意の上、転入届を提出するものとする。必要に応じて個別に体験入学にも対応。
- 年度初め（4月）からの転入の場合は、体験入学は前年度3月までに行わなければならない。
- 転入は転入生の保護者と講師の合意によって決定する。転入を希望しても受け入れ態勢が整っていない場合は待機となる場合もある。また、転入する学年、クラスなど、双方で合意が取れない場合は運営委員会が仲介する。

#### ● 単位・回数

- 転入日は特に規定なし。
- 新規転入の場合のみ最低在籍単位は学期単位以上。（1学期間未満以下の在籍期間は受け付けない）
- 再転入の場合は最低在籍期間は特になし。
- 1年間に転入は2回までとする。（1年間とは届出に記入する日付より開始）

#### ● 授業料請求

- 体験入学の授業料の請求は行わない。
- 転入時には入学金（一ヶ月分の授業料相当分）を請求する。
- 体験入学後、転入月に2回まで授業がある場合には、授業1回につき20ユーロを請求する。

- 体験入学後、転入月に3回以上授業がある場合には1ヶ月あたりの月単位の授業料を請求する。
- 短期再転入の場合は、転入届とともに休学届か再度の転出届を予め提出していれば日割り計算を認める。再度の退出届が予め期日までに出ていなければ日割りは認められない。

## 4. 転出について

### ● 定義

- 転出とは入学・転入後、中学3年卒業前に退出すること。

### ● 単位・回数

- 転出の時期は個々の事情による転出を考慮し、転出日に規定はない。
- 1年間に転出は2回までとする。（1年間とは届出に記入する日付より開始）

### ● 授業料請求

- 転出連絡を転出月の前々月の末日までに行った場合、転出月の授業料の日割り計算を認める。
- 転出連絡が上記期限以降の場合は日割り計算はせず、月単位の授業料を請求する。
- 転出月に3回以上、授業に出席した場合は1ヶ月あたりの月単位の授業料を請求する。
- 転出月に、2回までの授業出席があった場合には、転出日までの日割り計算とする。（授業1回あたりの日割り授業料は20ユーロ/授業とし、授業料が55ユーロ転出月に2回の出席があった場合は15ユーロの返金となる。）
- 尚、返金は転出届の出された月の翌月末とし、フィンランド国外の銀行口座への振込みはできない。
- 転出後、再度入学を希望するものには入学金を請求する。

## 5. 休学について

### ● 定義

- 1年以内の期間、補習校の授業を休むこと。
- 休学最長期間1年の終了後、転出に切り替わる。

- **単位・回数**

- 休学の最低期間の単位は特になし。最長期間単位は1年。
- 1年間に休学は2回までとする。（1年間とは届出に記入する日付より開始）

- **授業料請求**

- 休学連絡を休学月の前々月の末日までに行った場合、休学月の授業料の日割り計算を認める。
- 休学連絡が上記期限以降の場合は日割り計算はせず、月単位の計算となる。（例：2学期の8月まで通常通り授業に参加し、9月の一週目出席後に休学届けを提出した。この場合、9月の二週以降授業を受けてない場合でも9月分の授業料を請求する。）
- 休学月に3回以上、授業に出席した場合は1ヶ月あたりの月単位の授業料を請求する。
- 日割り計算は休学月に2回までの授業出席があった場合、授業1回あたりの日割り授業料を20ユーロ/授業とする。（授業料が55ユーロで、転出月に2回の出席があった場合は15ユーロの返金となる。）
- 尚、返金は転出届の出された月の翌月末とし、フィンランド国外の銀行口座への振込みはできない。
- 休学後、復学を希望するものには復学金を請求する。

- **その他注意事項**

- 休学期間中は教科書やドリルは自己手配となる。
- 休学期間前に教科書やドリルを手配した場合、保護者が責任を持って補習校から教科書やドリルを受け取る。
- 復学時はすみやかに連絡し教材等の手配を行う。

## 6. 復学について

- **定義**

- 復学とは休学開始後1年以内に授業出席を再開すること。

- **単位・回数**

- 特になし
- 1年間に復学は2回までとする。（1年間とは届出に記入する日付より開始）

- **授業料請求**

- 復学日よりの授業料請求となる。

- 復学金（入学金と同額）を請求する。
- 一ヶ月以上の医師の診断書がある場合のみ復学金を免除
- 講師側の受け入れ体制が整っている場合に限り、1ヶ月以内の短期復学を認める。
- 1ヶ月以内の短期復学の場合、2回までの復学の場合は日割りの授業料と復学金、3回以上の短期復学の場合には一ヶ月分の授業料と復学金を請求する。
- 短期復学の場合は、復学届と再度の休学届か転出届を予め提出していれば日割り計算を認める。再度の退出届が予め期日までに出ていなければ日割りは認められない。
- 復学の場合も体験入学を認める場合がある。

- **その他注意事項**

- 復学時は前もってすみやかに連絡する。（復学受け入れ体制確認のため）
- 復学前に教科書やドリルが補習校で手配できるか、自己手配となるかを確認する。